

## 令和6年度版 那覇市こんには赤ちゃん事業訪問冊子共同発行業者募集要項

### 1 趣旨

「こんには赤ちゃん事業」は、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行うなど、乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会とすることにより、乳児家庭の孤立化を防ぐことを目的として実施しています。訪問時に養育者に配布する子育て支援に関する情報を掲載した冊子を、市と共同で製作し、無償で市に提供、納入していただける法人又は個人事業者（以下、「事業者」という。）を1者募集します。

### 2 仕様

冊子の規格、構成等の仕様は、「別記1」のとおりとします。

### 3 作成上の注意事項

- (1) 冊子は、事前に本市と事業者が協議し、本市の承諾後に制作していただくことになります。
- (2) 冊子に掲載する広告については、子育て支援に関連する情報（育児、食育、教育等）とし、次に該当するものは掲載しないものとします。
  - ア 公共性を損なう恐れのあるもの
  - イ 政治活動及び宗教活動に関係のあるもの
  - ウ 暴力団、その他反社会的団体が関与するとみとめられるもの
  - エ 個人、団体等の意見広告及び名刺広告に類するもの
  - オ 公序良俗に反するもの
  - カ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業に関するもの
  - キ 青少年の健全育成上好ましくないもの
  - ク 誇大表示、不当表示その他表現方法が不適切なもの
  - ケ 商品先物取引及び貸金業に類するもの
  - コ 人権を害するおそれのあるもの
  - サ 第三者の氏名、写真、談話、商標、著作物などを無断で使用しているもの
  - シ 法令等に違反し、又は抵触すると認められるもの
  - ス そのほか市長が広告掲載として適当でないと認めるもの

### 4 使用中の注意事項

- (1) 事業者は、冊子の配布に際し、その掲載内容について第三者からの苦情等何らかの問題が生じた場合は、すべての責任を負うものとし、直ちに問題解決のために対応してい

ただくこととなります。

- (2) 市は、冊子の配布途上、広告主等の責めに帰する理由に基づき、その使用に不適当な事情が生じた場合には、配布を中止することができるものとします。その場合、事業者は、当該冊子を回収するとともに、代替えの冊子を市に提供していただくこととなります。

## 5 応募資格

次の要件をすべて満たしていることが必要です。

- (1) 本市の市税の滞納がないこと（また、本市が市税納付状況調査を行うことに同意していただきます。）。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当するものではないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立て又は民事更生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者（民事再生法に基づく再生計画の認可決定を受け、かつ、その取り消しの決定を受けていないものを除く。）でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）に規定する暴力団体その他反社会的団体又はそれらに関連すると認めるに足りる相当の利用のある者でないこと。

## 6 選考スケジュール

公募から事業者選定までのスケジュールは次のとおりとします。

内容	期間等
公募の開始	令和 5 年 7 月 19 日(水)
公募への申込の受付	令和 5 年 7 月 19 日(水)から令和 5 年 8 月 2 日(水)まで (土・日、午前 9 時から午後 4 時まで)
企画提案書等の提出	令和 5 年 8 月 2 日(水)から令和 5 年 8 月 16 日(水)まで (土・日・祝日を除く、午前 9 時から午後 4 時まで)
選定委員会実施	令和 5 年 8 月 24 日(木) 午後 (予定)
結果通知	令和 5 年 8 月 25 日(金) (予定)
協定書締結	令和 5 年 9 月 1 日(金) (予定)

## 7 公募への申込

募集要項等については、那覇市公式ホームページからダウンロードすることができます。

- (1) 申込の受付期間：令和 5 年 7 月 19 日（水）から令和 5 年 8 月 2 日（水）まで

※土・日・祝日を除く、午前9時から午後4時まで

(2) 申込書の提出方法：事前に「12 担当部署」に連絡のうえ、持参または郵送による提出

(3) 提出書類：提出書類は次の表のとおりです。

申込書は1部。会社概要等は10部提出すること。

提出書類	注意事項
①共同発行業者申込書	指定様式(様式1)の提出による申し込み。
②会社概要、役員名簿等	法人の場合は、会社概要(パンフレットなど)、役員名簿

## 8 質問等の受付

質問がある場合は、質疑応答書(様式4)へ記入し、申込の受付期間内に、メール(naha\_h\_kosoda001@city.naha.lg.jp)又はFAX(098-917-2391)にてお問合せください。市ホームページにて随時お答えします。

## 9 企画提案書等の提出

(1) 提出期間：令和5年8月2日(水)から令和5年8月16日(水)まで

※土・日・祝日を除く、午前9時から午後4時まで

(2) 提出方法：事前に「12 担当部署」に連絡のうえ、持参または郵送による提出

(3) 提出書類：提出書類は次の表のとおりです。

提出書類はA4判片面印刷で正本(ファイル等で綴る)し、正本1部(原本)、副本10部(正本の写し)提出すること。

提出書類	注意事項
①企画提案書	指定様式(様式2)
②類似事業の実績を示す資料	
③冊子見本	過去に類似冊子がある場合はその提出。 無ければ中身が分かる冊子見本の提出。
④事業者の広告掲載方針	
⑤納期までの作業スケジュール表	

※書類の並びについては上記のとおりとすること。

## 10 事業者の選定等

(1) ご提出いただいた書類等に基づき、那覇市こんにちは赤ちゃん事業訪問冊子共同発行業者選定委員会にて、業務実績、実現性、信頼性などを総合的に評価し、1者を選定します。

(2) 選定された事業者へは、「選定通知書(様式3)」にて通知し、選定結果については、市のホームページで結果を公表します

(3) 選定された事業者は、市との間で、「別添」の協定書を取り交わすものとします。

#### 1.1 その他留意事項

(1) 提出書類の著作権は参加する事業者に帰属します。ただし、本市が選定結果報告、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとします。

(2) 提出された書類の返却はいたしません。

(3) 「7 公募への申込」後に辞退する場合は「辞退届(様式5)」を提出してください。

(4) 審査の経緯や結果等について情報公開請求があった場合は、那覇市情報公開条例(平成26年条例第26号)に基づき判断し対応いたします。

#### 1.2 担当部署

〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号

那覇市こどもみらい部子育て応援課子育て支援室グループ(本庁舎3階)

電話 098-861-5026

FAX 098-917-2391

Eメール naha\_h\_kosoda001@city.naha.lg.jp

## 別記 1

### 那覇市 「こんにちは赤ちゃん」事業訪問冊子の仕様書

#### 1 概要

原則生後4ヶ月までの乳児のいる全家庭を訪問する「こんにちは赤ちゃん事業」にて、子育てに関する情報を提供するために配布する「こんにちは赤ちゃん事業訪問冊子」を企業等の広告を活用して那覇市と民間業者等が共同で発行する。

#### 2 規格等

名 称	那覇市 「こんにちは赤ちゃん」(仮称) ※名称変更もしくはサブタイトルがつく可能性があります。
規 格	A4判 (縦297mm×横210mm) 中綴じ、横書き、左開き
紙 質	マットコート紙 (表紙・本文90kg)
ページ数	40ページ程度 (表紙・裏表紙・広告を除く)
色	4色フルカラー
部 数	2,800部
内 容	① 那覇市における子育てサポート情報等 (行政情報：掲載必須項目) <ul style="list-style-type: none"><li>・こども家庭センターについて</li><li>・出産・子育て応援事業について</li><li>・那覇市こども発達支援センターについて</li><li>・那覇市ホームページについて</li><li>・つどいの広場、地域子育て支援センター、子育て応援DAY、乳幼児学級(公民館)、児童館等について</li><li>・一時預かり事業</li><li>・ファミリーサポートセンター</li><li>・病児病後児保育事業</li><li>・育児支援家庭訪問事業</li><li>・ここでサーチ</li><li>・認可保育所、こども園の入所について</li><li>・認可外保育施設等について</li><li>・幼児教育・保育の無償化について</li><li>・こども医療費助成、母子父子家庭等医療費の助成について</li></ul> ②那覇市における母子保健情報等 (行政情報：掲載必須項目) <ul style="list-style-type: none"><li>・家庭訪問、健康相談について</li><li>・小児救急電話相談について</li><li>・親子の健康づくり情報</li></ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予防接種について</li> <li>・産後ケア事業について</li> </ul> <p>③子育てについての知識（掲載必須項目）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・虫歯予防について</li> <li>・たばこ、アルコールについて</li> <li>・健康うちあたり</li> <li>・保育園入園の際のアドバイスについて</li> <li>・離乳食について</li> </ul> <p>※基本、掲載必須項目の情報等は那覇市から提供します。</p> <p>④子育てについての知識</p> <p>※那覇市と協議し掲載の有無やその内容を調整する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの発達の目安について（0 か月から6 歳まで）、ワンポイントアドバイス等</li> <li>・泣きについての対応方法</li> <li>・産後の体とところについて</li> <li>・父親等の育児参加</li> <li>・スマホ等について</li> <li>・事故予防について</li> <li>・児童虐待等について</li> <li>・災害対策について</li> <li>・睡眠リズムについて</li> </ul> <p>⑤地域の子育て情報</p> <p>※那覇市と協議し掲載の有無やその内容を調整する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・那覇市内子どもを連れて遊びに行ける公園や施設情報等</li> <li>・その他</li> </ul> <p>⑥広告等（全紙面に対する広告の割合は30%以下とする。）</p>
校 正	文字校正2～3回程度、色校正1回
発 行 元	那覇市 子育て応援課
納期限	令和6年3月31日
配布期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日
納入場所	那覇市役所本庁舎地下2階 倉庫
その他	冊子の納品と合わせて、全ページ分の電子データ(PDF 等)を格納した電子記録媒体を納品すること。

### 3 業務分担

- (1) 「こんにちは赤ちゃん事業訪問冊子」の制作に必要な行政情報等を、那覇市が共同発行業者へ提供し協議の上、決定するものとする。
- (2) 事業者は、「こんにちは赤ちゃん事業訪問冊子」の企画、デザイン、編集、印刷、製本及び納品を行うものとする。
- (3) 事業者は、「こんにちは赤ちゃん事業訪問冊子」の企画、デザイン、編集等について、那覇市と十分に協議するものとする。
- (4) 事業者は、「こんにちは赤ちゃん事業訪問冊子」の納品時に、PDF形式のデータもあわせて納品する。

### 4 著作権

著作権は、那覇市からの情報提供については那覇市が、それ以外の情報については共同発行業者に帰属する。

### 5 広告

- (1) 共同発行業者の広告掲載については、那覇市が内容の確認を行う。また、その内容が同要項3(2)に基づき「こんにちは赤ちゃん事業訪問冊子」に適さないものであると那覇市が判断した場合は、全体又は一部を那覇市と協議のうえ変更する。
- (2) 冊子に掲載するそれぞれの広告は、すべて共同発行業者が募集することとし、その収入は共同発行業者に属する。

### 6 共同発行業者の責務

- (1) 共同発行業者は、「こんにちは赤ちゃん事業訪問冊子」の発行に関する事項(那覇市が提供した情報を除く)のすべてについて、一切の責任を負うものとする。
- (2) 共同発行業者は、「こんにちは赤ちゃん事業訪問冊子」への広告等の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、共同発行業者又は広告主の責任及び負担において解決しなければならない。ただし、那覇市の責めに帰する場合はこの限りではない。

### 7 その他

- (1) 共同発行業者は、本事業の実施に伴い入手する個人情報や市内部情報の取り扱いについては、その保護管理体制を確立し、情報の漏洩等の事故がないように努めること。また、本事業が完了した後も同様とする。
- (2) 本仕様書に明示のない事項は、那覇市の指示もしくは協議の上決定する。

(様式1)

那覇市こんにちは赤ちゃん事業訪問冊子共同発行業者申込書

令和 年 月 日

那覇市長 宛

申込者

住所（または所在地）

氏名（又は名称及び代表者氏名）

印

電話番号

FAX番号

担当者氏名

那覇市こんにちは赤ちゃん事業訪問冊子共同発行事務要綱第6条の規定に基づき、次のとおり申込みます。

なお、申込みにあたり、那覇市こんにちは赤ちゃん事業訪問冊子共同発行業者募集要項の要件を満たしているとともに、市税の納付状況を市が調査することを承諾します。



(様式2)

企画提案書

1 事業者 (実施体制)	商号・名称又は氏名				
	所在地又は住所※				
	※が市外の場合、市内に営業所等あれば、右欄も記入のこと		営業所等の商号・名称		
			営業所等の所在地		
	主として営む事業				
	本市の競争入札参加資格者名簿への登録		登録の有無	登録種目	
<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無					
2 類似業務の 実績 (実績)	年度	自治体名	広告媒体名	媒体の数量	取扱広告主数
	令和3				
	令和4				
	令和5				
(注1)内容が把握できるものであれば、別の資料の提出によっても構いません。 (注2)今回の提案レベルの見本となるものを、上記から1種類選び、提出してください (見本に該当するものには、下線を付すこと。)					
3 規格構成案 (内容の充実度)	①	総ページ数		大きさ	
		行政ページ数		刷り色	
	②	掲載予定の乳児の子育てに関する情報 (仕様書2規格等の内容④の項目のうち事業者のコンテンツとして挿入できる項目を記載してください)			

4 （広告掲載基準） 広告主の募集	①		②
	想定される左記の広告主の業種	広告主の募集方法	事業者の広告掲載方針
	③		
	広告主見込み数	広告収入額の見込み	
5 納期までの作業スケジュール	(注)記載にかえて作業スケジュール表の提出によっても構いません。		
6 アピールする点	① 仕様書2規格等の内容⑤地域の子育て情報が挿入できるか、挿入できる情報の内容を記載してください		
	②当該事業の充実を図るために提案できることについて記載してください また、仕様書2規格等④にある項目以外で当該事業の充実を図るために提案できる子育ての知識について、掲載できる項目がある場合は記載してください。		

(様式3)

那覇市こんにちは赤ちゃん事業訪問冊子共同発行業者選定通知書

申込者

住所（または所在地）

氏名（又は名称及び代表者氏名）

様

令和 年 月 日付けで申請のあった「那覇市こんにちは赤ちゃん事業訪問冊子共同発行業者申込書」について、那覇市こんにちは赤ちゃん事業訪問冊子共同発行事務要綱第7条の規定に基づき、那覇市こんにちは赤ちゃん事業訪問冊子共同発行業者として選定したので通知します。

令和 年 月 日

那覇市長

(様式4)

那覇市 こんにちは赤ちゃん事業訪問冊子共同発行業者募集  
質 疑 応 答 書

No	対象資料	質問内容	那覇市回答	回 答 日

(様式5)

辞 退 届

令和 年 月 日

那覇市長 宛

提出者

住所（または所在地）

氏名（又は名称及び代表者氏名）

印

那覇市こんにちは赤ちゃん事業訪問冊子共同発行業者公募への申込について、辞退します。

## 別 添

那覇市「こんにちは赤ちゃん事業」訪問冊子の共同発行に関する協定書（案）

那覇市（以下「甲」という。）と

（以下「乙」という。）

とは、甲が実施している「こんにちは赤ちゃん事業」において配布する子育て支援に関する情報を掲載した冊子（以下「冊子」という。）の製作及び発行に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 甲及び乙は、共同で冊子を製作し、乙は無償で甲に提供、納入するものとする。

2 甲及び乙は、この協定書に基づき、別紙の仕様書に従い、日本国の法令を遵守し、この協定を履行しなければならない。

3 乙は、この協定の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この協定が終了した後においても同様とする。

（冊子の配布に関する責任等）

第2条 冊子の配布に際し、第三者からの苦情等何らかの問題が生じた場合には、甲が編集するページの内容については甲が、その他については乙が全ての責任を負うものとし、直ちに問題解決のために対応するものとする。

2 乙は、冊子に瑕疵がある場合、乙の負担において当該冊子を回収するとともに直ちに代替冊子を甲に納入するものとする。

（広告掲載等）

第3条 冊子に掲載する広告については、令和6年度版 那覇市こんにちは赤ちゃん事業訪問冊子共同発行業者募集要項3(2)に従うこととする。

なお、広告の内容等に関する一切の責任は、広告主等に帰属する。

（著作権）

第4条 甲が提供する行政情報等は、すべて甲に帰属し、乙が、他の媒体への転載、引用等を行う場合は、事前に甲の承諾を得るものとする。また、行政情報等を除く乙が制作する情報や広告は、乙に帰属し、甲が行うほかの媒体への転載、引用等を行う場合は、事前に乙の承諾を得るものとする。

（仕様書等の変更）

第5条 甲は、必要があると認めるときは、仕様書もしくは業務に関する指示（以下、

「仕様書等」という。) についての変更内容を乙に通知して、仕様書等を変更することができる。

(配布の一時中止)

第6条 甲は、冊子の配布途中、広告主の責めに帰する理由に基づき、その使用に不適当な事情が生じた場合には、配布の全部又は一部を中止することができる。

2 配布が中止となった冊子の回収及び代替の冊子の製作・納入のほか、前項の規定による中止に伴い必要となる事務及び費用については、乙が負担する。

(権利義務の譲渡等の制限)

第7条 乙は、この協定による生ずる権利または義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、もしくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、その限りではない。

(協定期間等)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、甲又は乙は、解除予定日の3か月前までに相手方に書面で通知することにより、この協定を解除することができる。

(補則)

第9条 この協定に関して疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、必要に応じて、甲乙協議して定める。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 沖縄県那覇市泉崎1丁目1番1号  
那覇市  
市長 知念 覚 印

乙